

# 参考資料

平成29年4月25日

# （昭和53年当時）一般消費税（案）の概要

項 目	内 容
1. 課税対象	課税対象は、(イ)国内において事業を行う者が対価を得て国内で行う財貨の引渡し及びサービスの提供、 (ロ)財貨の輸入とする。
2. 納税義務者	(1)納税義務者は、国内において事業を行う者及び輸入を行う者とする。 (2)小規模零細事業者の除外 年間売上高2,000万円以下の小規模零細事業者については、納税義務を免除する。
3. 課税標準	課税標準は、国内において事業を行う者については売上高（他の消費税の額を含む。）とし、輸入を行う者については輸入の際の引取価額（関税及び他の消費税の額を含む。）
4. 税率等	5%の単一税率（地方消費税を含む。6.「新税の地方団体への配分」参照）とする。 ※ 納付税額は、課税期間中の売上高の合計額に税率を乗じて算出した税額から、同期間中の仕入高の合計額に税率を乗じて算出した税額を控除した額とする。
5. 納税地等	(1)納税地、質問検査権等の規定は、法人税、所得税に準じて設ける。 (2)国税犯則取締法上の間接国税とせず、通告処分制度等を適用しない。
6. 新税の地方団体への配分	(1)新税のうち地方団体へ配分される額の一部を新たに設ける地方消費税（道府県税、仮称）とする。 地方消費税の課税標準は、納税者の便宜を考慮し、一般消費税（国税）の税額とする。 (2)これに伴い、都道府県・市町村間の税源配分の見直しを行う。

【出典】昭和53年12月「昭和54年度の税制改正に関する答申（一般消費税大綱）」(政府税制調査会)を基に総務省作成

# （昭和62年当時）売上税（案）の概要

項 目	内 容
1. 課税対象	国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる貨物
2. 納税義務者	（課税資産の譲渡等について）事業者 （課税貨物について）保税地域から引き取る者
3. 課税標準	（課税資産の譲渡等について）対価の額 （課税貨物について）引取価額
4. 税率	5%
5. 納税地	（個人事業者）住所地 （法人）本店又は主たる事務所の所在地 <span style="float: right;">※課税貨物に係る納税地は、当該保税地域の所在地</span>
6. 税額票等	税額票発行事業者（税額票番号の付与を受けている者をいう。）は、他の税額票発行事業者に対し課税資産の譲渡等を行った場合において、当該他の税額票発行事業者から要求されたときは、税額票を交付しなければならない
7. 仕入れに係る売上額の控除	税額票発行事業者が、課税仕入れ又は課税貨物の引取りについて交付を受けた税額票を保存している場合には、当該課税期間における課税資産の譲渡等における課税資産の譲渡等に係る売上税額の合計額から、当該課税期間において行った課税仕入れ又は課税貨物の引取りに係る売上税額のうち、課税資産の譲渡等を行うために要する部分の売上税額として、仕入れに係る売上税額を控除
8. 売上譲与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 譲与割合 売上税の収入額の7分の1</li> <li>② 都道府県・市町村の配分比 売上譲与税総額の7分の3を都道府県に、7分の4を市町村に配分</li> <li>③ 譲与基準 2分の1の額を人口、他の2分の1の額を従業者数により、それぞれ按分</li> <li>④ 用途 用途制限なし</li> </ul>

# (平成元年度～平成8年度当時)消費譲与税の概要

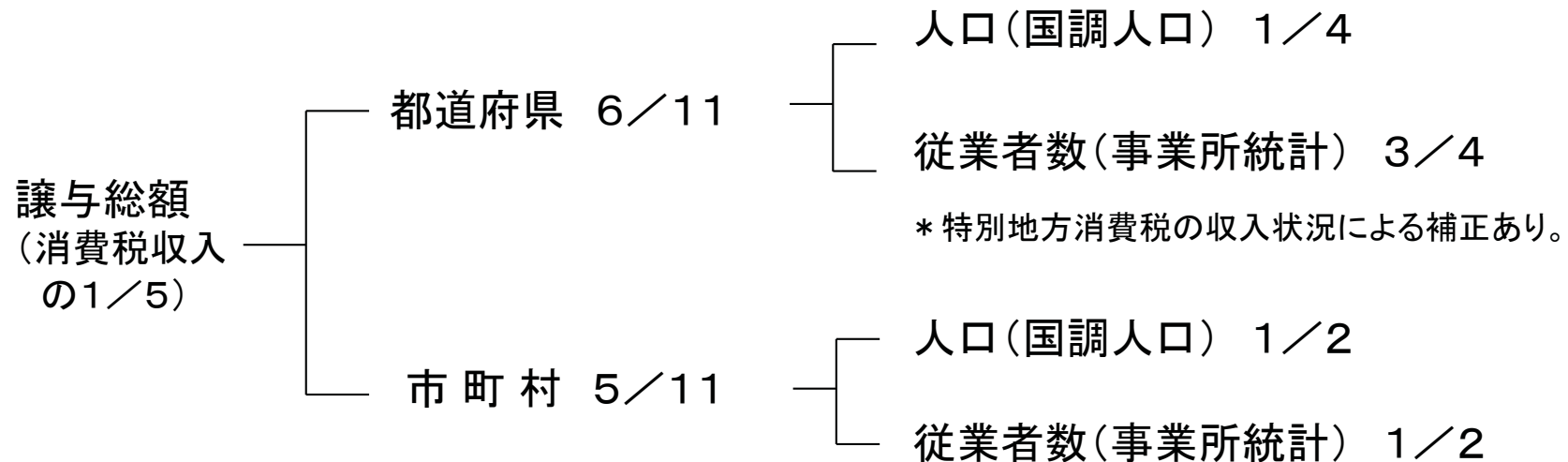
## 1 譲与総額

消費税(国税)収入額の1/5に相当する額

## 2 譲与団体

都道府県及び市町村(特別区を含む)

## 3 譲与基準



## 4 譲与時期

7月・10月・1月・3月

## 5 用途

条件・制限なし

## 6 備考

消費税・消費譲与税の導入に伴い、料理飲食等消費税の廃止(特別地方消費税に改組)、娯楽施設利用税の廃止(ゴルフ場利用税に改組)、電気・ガス税の廃止等

## (参考)消費譲与税の譲与基準の考え方

平成63年10月25日  
衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会

### (湯浅自治省税務局長)

今回御提案している消費譲与税の配分の問題でございますけれども、これは今回創設を御提案しております消費税との調整対象となっている料理飲食等消費税でございますとかあるいは電気税というような地方間接税の減収を補てんするというようなことなどを含めて創設されるものでございまして、その減収に見合う形で総額の十一分の六を都道府県、それから十一分の五を市町村分という形で配分するものでございます。そして、その配分のやり方といたしましては、この譲与税が設けられました趣旨を考えまして、都道府県分につきましては四分の一を人口、それから四分の三は従業者数という要素で配分をしたい。それから市町村につきましては二分の一ずつの要素でやっていきたいということございまして、この譲与税のでき上がる趣旨が、間接税が今回廃止あるいは調整されるということを前提にしてできるということを考えますと、減収額とこの配分額との間に余り大きな変動があるということも好ましいものではないのではないかというようなことで、今後この配分につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。(略)

## 清算基準に用いている統計について

清算基準に用いている指標	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数
統計の名称	「商業統計」	「経済センサス活動調査」	「国勢調査」	「経済センサス基礎調査」
調査実施省庁	経済産業省	総務省・経済産業省	総務省	総務省
調査開始年度	昭和27年度	平成24年度	大正9年度	平成21年度
調査頻度	3年ごと→5年ごと(H9～)→ 経済センサス活動調査の2年後 (H23～)	5年ごと (次回は例外として平成28年)	5年ごと	おおむね5年ごと (調査頻度の決まりはない)
調査対象	卸売・小売業の全事業所	全産業の全事業所(注)	全世帯	全産業の全事業所(注)
調査方法	全数調査	全数調査	全数調査	全数調査
現在使用中の調査	平成26年商業統計調査	平成24年経済センサス活動調査	平成27年国勢調査	平成26年経済センサス基礎調査
内容 (清算基準に関しての特徴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸売業者による小売販売額、小売業者による小売販売額のそれぞれを把握可能。</li> <li>○ 清算基準においては、商品販売形態が「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」であるものの額を控除して用いている(平成29年度改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス業基本調査の後継調査。</li> <li>○ 清算基準においては、サービス関連産業B(※1)及び医療・福祉に関する統計を利用 (※1)サービス関連産業B <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産業</li> <li>・宿泊業、飲食サービス業</li> <li>・学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>・生活関連サービス業、娯楽業 等</li> </ul> </li> <li>○ 土地売買業、情報通信業等の額を除外して用いている(平成27年度改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間年に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所・企業統計の後継調査。</li> </ul>

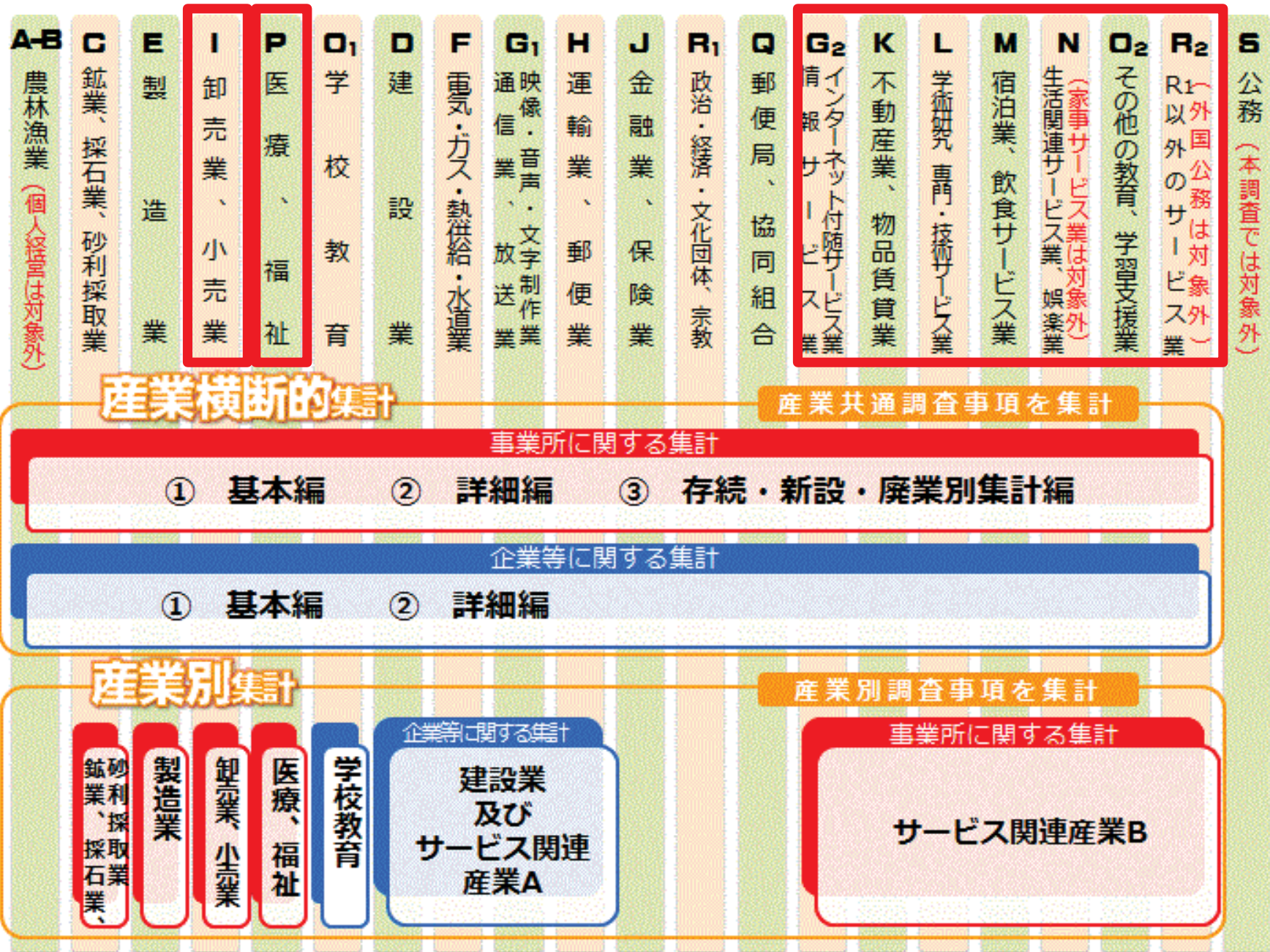
(注) 農業・林業、漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの等を除く。

# 経済センサス活動調査の調査区分 (      部分を清算基準に利用)

(統計局HPを基に作成)

都道府県別の対個人売上データが存在

(I:卸売・小売業は、商業統計を利用)



# 消費税（国税）の概要

項目	内 容	
1. 課税主体	国	
2. 納税義務者	(国内取引) 事業者 (輸入取引) 輸入者	
3. 課税標準	(国内取引) 課税資産の譲渡等の対価の額 (輸入取引) 輸入の際の引取価格	
4. 税 率	現行	6.3% 地方消費税とあわせて 8%
	平成31年10月～	7.8% 10%
	<軽減税率対象> 酒類・外食を除く飲食料品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞	6.24% 軽減税率 8%
5. 納付税額の計算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率 - 仕入税額	
6. 輸出免除	輸出取引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)	
7. 非課税	土地の譲渡・賃貸・金融・保険、医療、教育、福祉、住宅賃貸等	
8. 特例措置	<p>《中小企業に対する特例措置》</p> <p>(1) 事業者免税点制度：基準期間（前々年又は前々年事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除する。</p> <p>(2) 簡易課税制度：基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とできる。</p>	
9. 使 途	消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。（消費税法第1条第2項）	
10. 沿 革	<p>平成元年4月 消費税法施行 税率3%</p> <p>平成9年4月 消費税率(国・地方)を5%に引き上げ(消費税率を3%から4%にし、地方消費税1%を加えた)</p> <p>平成26年4月 消費税率(国・地方)を8%に引き上げ</p>	